

不妊治療費助成事業（新規）

【R7当初予算額 18百万円】

福祉部子ども政策局少子化対策課母子保健G（029-301-3257）

高額な医療費がかかる不妊治療のうち、保険適用外となる先進医療に対する費用の一部を助成することで、妊娠を望み不妊治療に取り組む方の経済的負担軽減を図ります。

- 1 実施主体 市町村
- 2 助成額 1件あたり上限4万円（県1/2、市町村1/2）
- 3 助成内容
保険適用された治療と併用して自費で実施する
「先進医療（※）」に係る費用の一部を助成

保険適用		保険適用外
一般不妊治療 (タイミング法等)	生殖補助医療 (体外受精・顕微授精等)	先進医療



※先進医療

妊娠に対する安全性や有効性において一定の評価を得ており、
将来的な保険導入が検討されている先進治療（R6.10.1時点で厚生労働省が告示している先進医療は13技術）